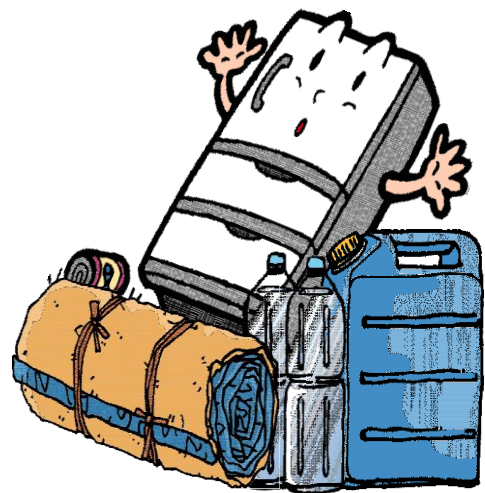


屋外焼却・不法投棄 禁止!!



屋外でごみを燃やすことは、有毒ガス（ダイオキシン等）の発生、火災の危険性など、生活環境保全上の観点から法律で禁止されています。

ごみを公園や河川、山林などに放置した場合、また、行政区などが管理しているごみステーションに家電製品を捨てた場合や、ペットの散歩時にフンなどを片付けなかった場合にも不法投棄とみなされ処罰の対象になることがあります。



これらのことに違反した場合、**5年以下の懲役**若しくは、**1,000万円以下の罰金**または両方の罰に処せられます。

北海道では、ごみの不法処理に対してパトロールを強化しています。また、北海道警察も道からの情報提供により、取り締まりに本腰をいれています。ごみは適正に処理しましょう。

《お問合せ》 豊頃町役場住民課 生活環境係 TEL 574-2213 (242)